

令和7年度体験型観光情報発信業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年3月19日

長野県長野地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度体験型観光情報発信業務

(2) 業務の目的

国内外観光客に対し、長野地域の特徴ある観光資源情報等を発信し、観光誘客数及び観光消費額の増加を図る。

(3) 業務内容

縦型ショート動画(以下「ショート動画」という。)の制作及び情報発信

インスタグラマーが長野地域で出来るアクティビティ等を体験し、その様子や魅力を60秒程度の臨場感あるショート動画にして、自身のInstagram等に投稿する。

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおりに

(5) 企画提案を求める項目及び具体的内容

仕様書(案)を遂行するための方法等について具体的な提案を行うものとし、下表の内容を記載すること。

項目	提案を求める具体的内容
業務全般に関すること	①業務を遂行する上での基本的な考え方や方針等 ②業務の実施体制 (メンバー構成、各スタッフの業務内容、再委託先・再委託内容等)
ショート動画の制作・ 情報発信	① 全体像(制作本数及びインスタグラマーの選定方法等) ア ショート動画の制作本数 イ 上記アの本数を制作するにあたり、どのような観点で、どの程度の影響力(フォロワー数等)があるインスタグラマーを、どのような方法で選定するか。また、どの程度の効果(全視聴回数等)を見込むか。 ウ 想定するインスタグラマーの具体例を8名以上(想定する同行者の属性がある場合は、それを含む。)及び想定するそれぞれの効果(フォロワー数及び視聴回数等) エ インスタグラマーへの謝礼金額及びアクティビティ等体験に係る経費負担(交通費、体験料、宿泊料、飲食費等)の考え方

	② ショート動画にするアクティビティ等について ア アクティビティ等をどのように決定するか(インスタグラマーへの提案方法等)。 イ インスタグラマーにアクティビティ等を提案する場合の具体例及びその理由を8つ以上 ③ インスタグラマーやアクティビティ主催者等との調整・管理方法(受託者の役割、研修実施の有無・内容等) ④ インスタグラマーが制作したショート動画の評価方法 ⑤ インスタグラマー選定から投稿完了までのスケジュール
業務に要する経費及びその内訳	見積金額、見積金額の内訳、算定根拠

(6) 業務の実施場所

長野県長野地域振興局管内一円

(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村)

(7) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

(8) 費用の上限額

3,542,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であること。

※令和7年度競争入札参加資格者登録名簿の公表は、令和7年4月1日(火)を予定しております。参加申込書提出期限の令和7年4月18日(金)に競争入札参加資格者登録名簿に登録されている必要があります。すなわち令和6年11月1日(金)から12月25日(水)までに競争入札参加資格申込をされ、登録になった方が今回の業務に応募可能になります。

(3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(7) 過去5年以内にプロモーション又はPR業務の実績を有していること。

- (8) 当該業務に配置する責任者又は従事者は、過去５年以内に同種又は類似業務（SNSを活用した情報発信業務）の経験を有していること。
- (9) 長野県長野地域振興局で行う事前説明会及び打合せ等に参加できる者であること。

3 事前説明会

公募型プロポーザル方式の参加希望者は、説明会に必ず参加してください。

- (1) 開催日時 令和７年３月27日（木） 午前10時から午前11時まで
- (2) 開催場所 長野県長野地域振興局 ５階 501・502会議室
（長野県長野市大字南長野字南県町686-1）
- (3) 申込方法 令和７年３月26日（水）午後３時までに担当課へメールで申込をしてください。
- (4) 担当課（問合せ先）

〒380-0836	長野県長野市大字南長野字南県町686-1
	長野県長野地域振興局商工観光課振興係
電 話	026-234-9527
F A X	026-234-9595
メー ル	nagachi-shokan@pref.nagano.lg.jp

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(2)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第３号(第13第２項、第３項)）
- ② 参加要件具備説明書類総括書（様式第３号の附表）

(2) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和７年４月18日（金）
（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）
【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日
をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 ３(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに長野県長野地域振興局商工観光課に到達したものに
限ります。郵送で提出した場合は、３(4)の担当課に提出書類が到達したことを電話で必ず確認
してください。

(3) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(4) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当となら
なかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６(3)①）の３日前までに、
書面により長野県長野地域振興局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び
休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により長野県長野地域振興局長に対して非該当理由に

について説明を求めることができます。

③ 長野県長野地域振興局長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(5) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和7年3月27日(木)から令和7年4月23日(水)の午前9時から午後5時まで。

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 長野県長野地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年4月28日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみ同期日までにメールで回答します。

6 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第8号)

別添仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、1(5)の「業務全般に関すること」、「ショート動画の制作・情報発信」に係る具体的内容を記載した企画書を添付してください。(任意様式)

② 経費見積書(任意様式)

1(5)の「業務に要する経費及びその内訳」に係る具体的内容を記載してください。

③ 会社概要又は会社パンフレット(法人の場合のみ:写し可)

※再委託(共同実施を含む)を行う場合は、当該事業者に係る資料を併せて提出してください。

(2) 提出書類記載上の留意事項

① 企画提案書

原則としてA4用紙片面8枚以内(様式第8号を除く。)とします。

なお、縦横は不問です。

② 経費見積書

・本業務の実施にあたり必要な経費の合計額を記載してください。

・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費の合計額は、3,542,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内としてください。

・見積金額の内訳及び算定根拠が分かるようにしてください。(詳細別紙可)

③ 提出書類は、原則として全てA4サイズとしてください。(上記(1)③を除く。)

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

① 提出期限 令和7年5月2日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 5部(上記①②③を一式とする。)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに長野県長野地域振興局商工観光課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、3(4)の担当課に提出書類が到達したことを電話で必ず確認してください。

(4) 企画提案の評価基準

企画提案は、次の基準に基づいて評価します。

項 目 (配点計)		評価内容	配点
業務全般に関すること (10)		業務を遂行する上での基本的な考え方や方針等が、本業務の目的達成に資するものとなっているか。	5
		業務の実施体制が明確で、委託者及びその他関係者との円滑な調整・協議ができる人員体制となっているか。	5
事業内容	ショート動画の制作・情報発信 (80)	ショート動画の制作本数が、本業務の効果を高める企画提案となっているか。また、実現性があるか。	5
		インスタグラマー選定の考え方や想定する影響力が、本業務の効果を高める企画提案となっているか。	10
		想定するインスタグラマーのInstagramの世界観や投稿されているショート動画が、本業務の内容と合致し、効果を高める企画提案となっているか。	10
		インスタグラマーへの謝礼金額やアクティビティ等体験に係る経費負担の考え方が、本業務の効果を高める企画提案となっているか。	10
		アクティビティ等の決定方法が、インスタグラマーの意向や受託者の要望が配慮される企画提案となっているか。	10
		インスタグラマーにアクティビティ等を提案する場合の具体例とその理由が、本業務の効果を高める企画提案となっているか。	10
		インスタグラマーやアクティビティ主催者等との調整・管理方法（研修を含む）が適切で、受託者の役割が明確になっているか。	10
		インスタグラマーが制作したショート動画の評価方法が、今後の事業展開に繋がるものになっているか。	10
		投稿完了までのスケジュール（インスタグラマーの選定、撮影・編集、投稿等）が妥当で、実現性がある企画提案となっているか。	5
経 済 性 (10)		予算内で、最大限の効果が見込める企画提案となっているか。	10
合 計			100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
なお、5者以上の提出があった場合は、書類による1次審査を行う可能性があります。
この場合、下記③に準じて評価を行い、協議の上、プレゼンテーション参加者を決定します。
1次審査により選定されなかった者に対しては、令和7年5月13日(火)までに連絡します。
 - ② プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和7年5月16日(金) 時間と場所は、別途連絡します。
なお、書類による1次審査を行う場合又は都合により、プレゼンテーション実施日が変更となることがあります。
 - ③ 評価会議の構成員は、上記(4)の各項目について5段階で評価を行い、各構成員の点数の合計得点が高い順に順位点を付けます。
 - ④ 各構成員の順位点を総計し、最も得点の高い者（以下「最高得点者」という。）を見積業者に選定します。なお、最高得点者が複数だった場合は、その中から構成員で協議の上、決定します。
 - ⑤ いずれかの項目で、その項目の最低点を付した構成員がある場合は、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断において、他の項目の評価にかかわらず不採用とすることがあります。
- (6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県長野地域振興局長から通知します。
 - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県長野地域振興局長から通知します。
 - ③ 長野県長野地域振興局長は、見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県長野地域振興局商工観光課において閲覧に供します。
- (7) 非選定理由に関する事項
- ① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(任意様式)により長野県長野地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ② 長野県長野地域振興局長は、非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
 - ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (8) その他の留意事項
- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
 - ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
 - ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
 - ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
 - ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号（第29第2項））を指定された方法により長野県長野地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、上記(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

長野県長野地域振興局長は、契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県長野地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。